手続説明書(扶養義務に基づく定期金債権用)

青森地方裁判所第2民事部債権執行係

1 債権執行とは

債務者が第三債務者に対して有している債権を差し押さえて、差し押さえた債務者の債権から、債権者の債権額を回収するものです。 (例)



2 債権執行(扶養義務に基づく定期金債権に基づくもの)を申し立てるには

- ·債務名義(判決, 審判書, 調停調書, 公正証書等)を持っている。
- ・債務名義の中に養育費や婚姻費用分担金の定めがあり、毎月定期的に金銭の支払いを受けることになっている。
- 決められたとおりの支払がなされていない。
- ・債務者が第三債務者に対して有している債権は、給料や家賃収入等の毎月定期的に支払われるものである。

3 債権執行の申立先

債務者の住所地が次の場合は青森地方裁判所(本庁)になります。詳しくは係にお問い合わせください。 青森市(青森市浪岡大字の地区を除く。)、むつ市、五所川原市、つがる市

【上北郡】 野辺地町,横浜町,六ヶ所村,東北町,七戸町

【下北郡】 大間町, 東通村, 風間浦村, 佐井村

【東津軽郡】 平内町, 今別町, 蓬田村, 外ヶ浜町

【西津軽郡】 鰺ヶ沢町, 深浦町

【北津軽郡】 板柳町, 中泊町, 鶴田町

4 必要書類

- (1) 申立書
 - ①表紙、②当事者目録、③請求債権目録、④差押債権目録の4つが申立書のセットです。
- (2) 債務名義(判決, 審判書, 調停調書, 公正証書等)の正本

強制執行をするためには、債務名義の正本が必要です(謄本では強制執行はできません)。また、執行文が必要なものについては執行文(「債権者〇〇は債務者××に対し、この債務名義により強制執行することができる。」等と書かれた用紙)が付いているかどうか確認してください(通常は最終ページにあります。)。 債務名義正本の発行や執行文の付与は債務名義を作成したところ(家庭裁判所や公証人役場)で行います。

(補足)

- ・執行文が必要なもの→公正証書正本, 判決正本, 和解調書正本
- ・執行文が不要なもの→家事調停調書正本(ただし、養育費や婚姻費用だけでなく、解決金や慰謝料分もあわせて請求するときは、執行文が必要になります。)。
- 執行文は不要だが確定証明書が必要なもの→家事審判書正本

(3) 送達証明書

債務名義の正本又は謄本が債務者に送達されたことの証明書です。この証明書がないと 強制執行ができません。この証明書は、債務名義を作成したところで発行します。

(4) 資格証明書

第三債務者が会社や銀行などの法人の場合,差押命令の申立て前1か月以内に発行されたその法人の商業登記事項証明書(代表者事項証明書で可)が必要です。

法務局で発行しますのでお近くの法務局にお問い合わせください。

(5) 申立手数料(収入印紙)

債権者1人,債務者1人,債務名義1通の場合は4,000円です(第三債務者の数は関係ありません。)。その他の場合は係にお問い合わせください。

(6) 郵便切手

「予納郵便切手計上額早見表」に記載のとおりです。

不明な点は係にお問い合わせください。

(7) 当事者の住所・氏名に変更がある場合の必要書類

債権者又は債務者の住所、氏名が債務名義に記載された住所・氏名と異なっている場合 (引っ越したり、旧姓に戻った場合等)は、債務名義に記載された住所、氏名と現在の住所、 氏名のつながりを明らかにする公文書(住民票、戸籍謄本、戸籍の附票)等が必要です。 住民票を異動させていない場合など、つながりを明らかにできないときは、あらかじめ係に お問い合わせください。

5 申立書の作成について

申立書は、A4判縦の用紙を用い、横書き、左とじで作成してください。また、申立書表紙と 各目録をホチキスどめし、各ページの上部余白に捨印を押してください。

6 送達通知について

債務者及び第三債務者に対する差押命令等の送達又は不送達の通知については、その 旨の通知書を送付します。

なお, 債権者に対する債権差押命令の送付は, 発令直後に行っています。

7 差押債権の取り立てについて

債務者に債権差押命令が送達された日から1週間経過したときは、取立権が発生し、債権者は、その差押債権を取り立てることができます。取立ては、裁判所から送達通知書を受領し、取立権が発生していることを確認してから行ってください。

取立ての方法については、債権者が第三債務者と直接連絡をとってください。

8 取立届・取下書の提出について

第三債務者から支払を受けたときは、取り立てた額にかかわらず、必ず取立届を裁判所に 提出してください。また、取立てが完了したときは、必ず、取立完了届を提出してください。 差押えの必要がなくなったとき(例えば、差押債権が存在していなかった場合、第三債務者 から差押債権を取り立てたが差押債権額に満たないまま取立不能になった場合、債務者か ら任意弁済を受けた場合等)は、必ず取下書を提出してください。